

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付要綱

制 定 令和7年5月22日 建住政第456号

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世代等が行う最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅等への改修に要する費用の一部を補助することで、省エネ性能のより高い住宅の普及及び空家の流通の促進を図りながら、子育て世代等の横浜市内（以下「市内」という。）への転入及び定住の促進に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付等については、次に掲げる関係規定のほか、この要綱に定めるところによる。ただし、本要綱で扱う補助事業は、住替え及び定住に要する費用の一部を補助するものであることから、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第24条ただし書きの規定を適用することができるものとして扱う。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (2) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）
- (3) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）
- (4) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世代 次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 平成19年4月2日以降に出生した子（出生予定の子を含む。）を有する世帯
 - イ 令和7年4月1日時点で夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者並びに「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び第12条第1項に規定する実績報告をする日までに宣誓又は申告を行おうとする者を含む。）のいずれかが49歳以下である世帯
- (2) 住替え 対象住宅以外の住宅の所在地から対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条に規定する方法による届出をいう。以下同じ。）を伴う転居を行うことをいう。
- (3) 定住 対象住宅の所在地に住所を有する者として住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する記録。以下同じ。）に記録されていることをいう。
- (4) 補助対象世帯 第3条第1項に該当する補助事業の対象となる世帯及び第3条第2項に該当する補助事業の対象となる世帯をいう。
- (5) 子育て世代の住替え補助対象者 次のア及びイの要件に該当する者をいう。
 - ア 第1号アに規定する世帯の当該子に最も近い世代の構成員又は第1号イに規定する世帯の当該

夫婦の両方若しくはそのいずれか

イ 第2号に規定する住替えを行う者

- (6) 定住補助対象者 第3号に規定する定住している者
- (7) 補助対象者 第5号及び第6号に規定する者をいう。
- (8) 住替え期限 子育て世代の住替え補助対象世帯が住替えを行う期限で第9条第1項の規定に基づく補助金交付の決定日の属する年度の2月末日をいう。
- (9) 転居期限 定住補助対象世帯が定住を行う期限で第9条第1項の規定に基づく補助金交付の決定日の属する年度の2月末日をいう。
- (10) 既存住宅 建築確認を得て着工され、令和7年3月31日以前に建築工事が完了した市内の住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）施行前に着工されたため、建築確認を得ることができなかった市内の住宅を含む。）で、断熱性能等級5以下のものをいう。
- (11) 対象住宅 別表1第1項の規定に該当する市内の住宅のことをいう。
- (12) 住宅事業者等 よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録され、または登録を受けようとする住宅事業者のことをいう。
- (13) リノベーション工事 別表1第2項に規定する一定以上の断熱材を使用した躯体の断熱改修を含む改修工事の実施により、既存住宅を対象住宅とするための工事をいう。
- (14) 既存住宅改修型 既存住宅を対象住宅に改修するリノベーション工事のための契約（以下「リノベーション工事契約」という。）を、補助対象者と住宅事業者等が行う場合の申請形式をいう。
- (15) 買取再販型 リノベーション工事された対象住宅を取得するための契約（以下「対象住宅取得契約」という。）を、補助対象者と宅地建物取引業法の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の免許を有するもの（以下「宅地建物取引業者」）かつ住宅事業者等であるものが行う場合の申請形式をいう。
- (16) 申請区分 第14号及び第15号に規定する各申請形式をいう。
- (17) 断熱等性能等級 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における断熱等性能等級のことをいう。
- (18) 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）をいう。
- (19) 耐震等級（構造躯体の損傷防止） 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における耐震等級（構造躯体の損傷防止）をいう。
- (20) 再エネ設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (21) 横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約 補助対象者が、リノベーション工事契約又は対象住宅取得契約（以下「当該契約」という。）の相手方である住宅事業者等との間に、第4号様式により締結する規約（以下「共同事業実施規約」という。）をいう。

（補助対象世帯）

第3条 子育て世代の住替え補助対象世帯は、次の各号の全ての要件に該当する世帯とする。

- (1) 子育て世代の住替え補助対象者が、令和7年1月1日以前から第6条第1項又は第8条第1項で規定する各申請のいずれか早い日までの間において、対象住宅又は対象住宅に改修予定の既存住宅

の所在地の住所以外に住民登録されていること。

- (2) 世帯の構成員の全員が、対象住宅の所在地の住所以外から対象住宅の所在地に、第6条第1項又は第8条第1項で規定する各申請のいずれか早い日から住替え期限までの間に住替えを行い、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出を行うこと。

ただし、やむを得ない事情により世帯の構成員の一部又は全員が対象住宅の所在地上に住所を有する者として届出を行うことができないと市長が認める場合はこの限りでない。

- (3) 子育て世代の住替え補助対象者が、令和7年4月1日から住替え期限までの間に対象住宅の所有権の移転の登記（対象住宅における子育て世代の住替え補助対象者の世帯構成員の持分の合計が100%の場合に限る。）の申請をしていること。

ただし、やむを得ない事情により住替え期限までに対象住宅の所有権の移転の登記の申請ができないと市長が認める場合で、第12条第2項の規定により市長が別に定める実績報告期限までに対象住宅の所有権の移転の登記の申請をし、実績報告が行われる場合はこの限りではない。

- (4) 子育て世代の住替え補助対象者が、宅地建物取引業者から又は宅地建物取引業者を介して対象住宅（既存住宅改修型にあつては対象住宅に改修予定の既存住宅）を取得購入すること。

- (5) 子育て世代の住替え補助対象者が、住宅事業者等との間に、申請区分に応じて、令和7年4月1日以降に、住替え期限までを引渡しの期限とする次のいずれかの契約を、書面で締結していること。

ア 既存住宅改修型 リノベーション工事契約

イ 買取再販型 対象住宅取得契約

- (6) 第12条第2項の規定により市長が別に定める期限までに実績報告を行うこと。

- (7) 子育て世代の住替え補助対象者及び当該契約の相手方である住宅事業者等が、第8条第1項で規定する申請日までに、共同事業実施規約に同意すること。

- (8) 子育て世代の住替え補助対象者が、省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、住宅事業者等から情報提供がなされていること。

- (9) 子育て世代の住替え補助対象者が、第15条で規定する補助金の交付を受けてから、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があること。

- (10) 世帯の構成員の全員が、過去に令和5年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和5年3月建住政第3436号）及び令和6年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和6年3月建住政第3701号）に基づく補助金の交付や還元を受けていないこと。

- (11) 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 世帯の構成員の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

イ 世帯の構成員の全員が、市税等を滞納していないこと。

2 定住補助対象世帯は、申請区分に応じて、次の各号のいずれかの要件に該当する世帯とする。

(1) 既存住宅改修型

次のアからケの全ての要件に該当する世帯とする。

ア 定住補助対象者が、転居期限において、対象住宅の所在地に定住していること。

ただし、やむを得ない事情により対象住宅の所在地上に住所を有することができないと市長が認める場合はこの限りでない。

イ 定住補助対象者が、第6条第1項又は第8条第1項で規定する各申請のいずれか早い日において、対象住宅に改修予定の既存住宅の所有権を有していること（対象住宅に改修予定の既存住宅における定住補助対象者の世帯の構成員の持分合計が50%以上である場合に限る。）。

ウ 定住補助対象者が、住宅事業者等との間に、令和7年4月1日以降に、転居期限までを引渡しの際の期限とするリノベーション工事契約を、書面で締結していること。

エ リノベーション工事が第6条第1項又は第8条第1項で規定する各申請のいずれか早い日から転居期限までの間に完了し、第12条第2項の規定により市長が別に定める期限までに実績報告を行うこと。

オ 定住補助対象者及び当該契約の相手方である住宅事業者等が、第8条第1項で規定する申請日までに、共同事業実施規約に同意すること。

カ 定住補助対象者が、省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、住宅事業者等から情報提供がなされていること。

キ 定住補助対象者が、第15条で規定する補助金の交付を受けてから、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があること。

ク 世帯の構成員の全員が、過去に令和5年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和5年3月建住政第3436号）及び令和6年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和6年3月建住政第3701号）に基づく補助金の交付や還元を受けていないこと。

ケ 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

(ア) 世帯の構成員の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(イ) 世帯の構成員の全員が、市税等を滞納していないこと。

(2) 買取再販型

次のアからコの全ての要件に該当する世帯とする。

ア 定住補助対象者が、対象住宅の所在地の住所以外から対象住宅の所在地に、第6条第1項又は第8条第1項で規定する各申請のいずれか早い日から転居期限までの間に、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出を行うこと。

ただし、やむを得ない事情により所在地上に住所を有する者として届出を行うことができないと市長が認める場合はこの限りでない。

イ 定住補助対象者が、令和7年4月1日から転居期限までの間に、対象住宅の所有権の移転の登記（対象住宅における定住補助対象者の世帯の構成員の持分合計が50%以上となる場合に限る。）の申請をしていること。

ただし、やむを得ない事情により転居期限までに対象住宅の所有権の移転の登記の申請ができないと市長が認める場合で、第12条第2項の規定により市長が別に定める実績報告期限までに対象住宅の所有権の移転の登記の申請をし、実績報告が行われる場合はこの限りではない。

ウ 定住補助対象者が、宅地建物取引業者から又は宅地建物取引業者を介して対象住宅を購入取得すること。

エ 定住補助対象者が、住宅事業者等との間に、令和7年4月1日以降に、転居期限までを引渡しの際の期限とする対象住宅取得契約を、書面で締結していること。

オ 第12条第2項の規定により市長が別に定める期限までに実績報告を行うこと。

カ 定住補助対象者及び当該契約の相手方である住宅事業者等が、第8条第1項で規定する申請日までに、共同事業実施規約に同意すること。

キ 定住補助対象者が、省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、住宅事業者等から情報提供がなされていること。

ク 定住補助対象者が、第15条で規定する補助金の交付を受けてから、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があること。

ケ 世帯の構成員の全員が、過去に令和5年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和5年3月建住政第3436号）及び令和6年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和6年3月建住政第3701号）に基づく補助金の交付や還元を受けていないこと。

コ 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

（ア） 世帯の構成員の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（イ） 世帯の構成員の全員が、市税等を滞納していないこと。

（共同事業者）

第4条 共同事業者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

（1） 住宅事業者等であること。

（2） 第8条第1項で規定する申請日までに、共同事業実施規約に同意すること。

（3） 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。

（4） 第12条で規定する実績報告までに、よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録されていること。ただし、技術講習会において技術審査に合格した者として名簿に登載されており、かつ、市長が登録されることが確実又はやむを得ない理由により登録しないこととした場合はこの限りではない。

2 共同事業者は、共同事業実施規約に同意する日までに、省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、補助対象者に情報提供をしなくてはならない。

（補助金の額）

第5条 子育て世代の住替え補助対象世帯への補助金の額は、150万円とする。

2 定住補助対象世帯への補助金の額は、120万円とする。

3 申請区分に応じて、次に掲げる額が、第1項及び第2項の規定による補助金の額を下回る場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該各号の額のうち低い方を補助金の額とする。

（1） 子育て世代の住替え補助対象世帯

第3条第1項第5号で規定するリノベーション工事契約又は対象住宅取得契約の金額から、次のア及びイを差し引いた額

ア 消費税（地方消費税を含む。）

イ 対象住宅に対し、当要綱に基づく補助金以外の国又は地方公共団体を財源とする補助金（以下「国等の補助金」という。）が交付される場合における国等の補助金の額

(2) 定住補助対象世帯（既存住宅改修型）

リノベーション工事契約の金額から、次のアからオの全てを差し引いた額

ア 消費税（地方消費税を含む。）

イ 不動産の取得費

ウ 外皮に面する開口部の改修に係る費用（諸経費を含む。）

エ 給湯器の改修に係る費用（諸経費を含む。）

オ 対象住宅に対し、国等の補助金が交付される場合における国等の補助金の額（先進的窓リノベ2025事業、給湯省エネ2025事業を除く。）

(2) 定住補助対象世帯（買取再販型）

対象住宅取得契約の金額から、次のア及びイを差し引いた額

ア 消費税（地方消費税を含む。）

イ 対象住宅に対し、国等の補助金が交付される場合における国等の補助金の額

（補助金交付の予約申請及び承認）

第6条 共同事業者又は設計に関する業務を行う者が、補助対象世帯のために、補助金の交付を受けるための予約を行おうとする場合は、補助金予約申請書（第1号様式）及び別表2に掲げる書類を添えて、市長に予約申請を行うことができる。

2 第1項に規定する申請を行おうとする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしていなければならない。

(1) 既存住宅改修型 補助対象者がリノベーション工事契約又はリノベーション工事契約のための設計に関する仮契約等を住宅事業者等又は設計に関する業務を行う者と締結等していること。

(2) 買取再販型 住宅事業者等又は既存住宅の所有者が、リノベーション工事契約又はリノベーション工事契約のための設計に関する仮契約等を締結等していること。

3 市長は第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件を満たすと認めた場合は予算の範囲内において予約申請額分の予算（以下「予約承認額」という）を確保し、要件を満たさないと認めた場合には当該申請を却下する。

4 市長は、前項の規定によって予算の確保をした場合は、予算が確保されていることを申請者（以降「承認対象者」という）に通知するものとする。

5 市長は、第3項及び第10項の規定により申請を却下した場合は、申請者に通知するものとする。

6 第3項の予約承認額の確保期間は、申請を受け付けた日（令和7年4月1日以降かつ開庁時間外及び閉庁日の場合はその翌開庁日）の翌日から起算して4か月又は申請を受け付けた日（令和7年4月1日以降）の属する年度の11月30日のいずれか早い日（以下「予算確保期間」）とする。

7 市長は、次の各号のいずれか該当するまで、承認対象者のために予約承認額を確保しなければならない。

(1) 承認対象者による第8条第1項に基づく申請

(2) 予算確保期間の終了

(3) 次項による確保の解除

8 承認対象者又は補助対象世帯が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、予約承認額の確保

を解除することができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金予約の承認を受けたとき。
- (2) この要綱の規定、又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

- 9 市長は、第3項の審査において、必要に応じて申請者にヒアリング等の調査をすることができる。
- 10 市長は、第3項の審査において、その内容に不備を認める場合は、申請者に対し期限を定めて当該申請の際に提出を受けた書類の補正を求めることができ、期限内に補正がなされない場合には当該申請を却下する。
- 11 第1項に規定する予約申請は、1 補助対象世帯につき1 件まで申請することができる。ただし、特定の補助事業者において大量に登録が行われた場合、他の補助事業者の交付申請の機会を阻害することになるため、登録戸数の上限を別に定める。
- 12 承認対象者は、補助対象世帯の構成員からの問い合わせに誠実に対応しなければならない。
- 13 第1項に規定する書類の種類、提出方法及び期限等は、市長が別に定める。
- 14 第4項及び第5項に規定する通知の方法は、市長が別に定める。

(予約申請の変更)

第7条 承認対象者が予算確保期間の間に次の各号に掲げる変更をしようとするときは、補助金予約変更申請書（第2号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 予約申請額の増額又は減額を伴う変更
- (2) 予約承認額の確保の取消しを求める場合
- (3) その他市長が申請を必要と認める変更

- 2 市長は、第1項の申請があったときは、変更申請内容を審査し、審査結果を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、予算の範囲内において、前項の決定を行わなければならない。
- 4 第1項に規定する書類の種類及び提出期限等は、市長が別に定める。
- 5 第2項に規定する通知の方法は、市長が別に定める。

(補助金交付の本申請)

第8条 共同事業者が、補助対象世帯のために補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（第3号様式）及び別表3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 第1項に規定する書類の種類、提出方法及び期限等は、市長が別に定める。

(補助金交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、予算の範囲内でその内容を審査し、適切であると認めた場合は、交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の決定について、補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定通知において、必要があると認めたときは交付決定通知書に

条件を付すことができる。

- 4 市長は、第1項の審査において、必要に応じて共同事業者及び補助対象者にヒアリング等の調査をすることができる。
- 5 市長は、第1項の審査において、その内容に不備を認める場合は、共同事業者に対し前条第1項の申請の際に提出を受けた書類の修正を求めることができる。
- 6 市長は、第1項の審査及び第4項の調査の結果により、補助金を交付しないと決定した場合は、補助金不交付決定通知書（第6号様式）により共同事業者に通知するものとする。
- 7 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定のお知らせ（第7号様式）により、補助対象者あてに通知するものとする。

（補助金申請の変更）

第10条 補助金の交付決定を受けた共同事業者が次の各号に掲げる変更をしようとするときは、補助金交付変更申請書（第8号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付予定額の増額又は減額を伴う変更
 - (2) 子育て世帯の住替え補助対象世帯にあつては、補助対象者の変更および世帯の構成員の変更（第8条の規定による申請の際の補助世帯の構成員のうち、出生予定であつた子が出生したことによる変更を除く。）、定住補助対象世帯にあつては補助対象者の変更
 - (3) 第9条第1項の規定に基づく交付決定以降に、国等の補助金が交付される、又は交付予定であることが判明した場合
 - (4) その他市長が必要と認める変更
- 2 市長は、前項の申請があつたときは、変更申請内容を審査し、適切であると認める場合は、変更の決定を行い、補助金交付変更決定通知書（第9号様式）により共同事業者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により変更の決定をした場合は、補助金交付変更決定のお知らせ（第10号様式）により、補助対象者あてに通知するものとする。
 - 4 第1項に規定する書類の種類及び提出期限等は、市長が別に定める。

（補助金申請の取下げ）

第11条 共同事業者が、申請を取下げようとする場合は、速やかに、補助金取下届（第11号様式）に交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。
- 3 第1項に規定する書類の提出期限等は、市長が別に定める。

（実績報告）

第12条 共同事業者は、次の各号に掲げる行為が完了した場合は、速やかに補助金実績報告書（第12号様式）に別表4で規定する必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 子育て世代の住替え補助対象世帯

共同事業者から子育て世代の住替え補助対象者への対象住宅の所有権の引き渡し、所有権保存又

は移転の登記の申請、補助対象世帯の構成員全員の当該対象住宅への住民登録、及び子育て世代の住替え補助対象者から共同事業者へリノベーション工事契約又は対象住宅取得契約に対する支払いが完了した場合

(2) 定住補助対象世帯

ア 既存住宅改修型

リノベーション工事が完了し、共同事業者から定住補助対象者への工事対象物の引き渡し、及び定住補助対象者から共同事業者へリノベーション工事契約に対する支払いが完了した場合

イ 買取再販型

共同事業者から定住補助対象者への対象住宅の所有権の引き渡し、所有権保存又は移転の登記の申請、定住補助対象者の当該対象住宅への住民登録、及び定住補助対象者から共同事業者へ対象住宅取得契約に対する支払いが完了した場合

2 前項に規定する書類の種類、提出方法及び提出期限等は、市長が別に定める。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告があった場合は、報告書の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金額を確定した場合は、補助金額確定通知書（第13号様式）により共同事業者あてに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金額を確定した場合は、補助金額確定のお知らせ（第14号様式）により補助対象者あてに通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第14条 前条第2項による通知を受理した者が、補助金の交付を受けようとするときは、前条に定める補助金額確定通知書の受領後に、補助金交付請求書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限等は、市長が別に定める。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による補助金交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項による請求に不備を認める場合は、請求者に対し補助金交付請求書の修正を求めることができる。

(補助金の還元)

第16条 共同事業者は、前条第1項の規定により交付を受けた補助金について、規約に定めた方法により補助対象者に還元しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、共同事業者又は補助対象世帯が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助

金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定、又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。
- (3) 第15条の規定による補助金交付を受けた日から起算して、10年を経過する日までに補助対象世帯の構成員が転居したとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 第5条第3項の規定に該当することが判明したとき。
- (6) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書（第16号様式）により、共同事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消のお知らせ（第17号様式）により補助対象者あてに通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金を交付しているときは、共同事業者に補助金の額の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 5 共同事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められた場合は、市長の定める期限内に補助金を返還しなければならない。

（調査及び指示）

- 第18条 共同事業者及び補助対象世帯は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。
- 2 市長は、補助事業等の適正な遂行を確保するため、共同事業者に対し必要な措置を指示することができる。

（効果分析等調査への協力）

- 第19条 共同事業者及び補助対象世帯は、市長の求める効果分析等調査について協力しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による調査内容について、別に定めることができる。

（処分等の制限）

- 第20条 補助対象世帯は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助金交付を受けた日から起算して10年間以内に市長の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。

（関係書類の保存期間）

- 第21条 この要綱に係る関係書類の保存期間は10年とする。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、当該補助事業の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。